寄居町監査委員告示第１号

地方自治法第１９９条第１項及び第４項並びに寄居町監査基準第２条第１項第１号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２６日

寄居町監査委員　　花輪　敏男

寄居町監査委員　　鈴木　詠子

記

１．実施月日　　１０月１４日（水）　午前９時００分～午後２時５０分
　　１０月１５日（木）　午前９時００分～午後２時５０分

２．実施場所　　寄居町役場第３委員会室及び現地

３．監査対象

（１）委託料
①電力契約調査業務委託料
②固定資産税標準宅地時点修正業務委託料
③後期高齢者医療健康診査委託料
④高齢者保健福祉計画策定業務委託料
⑤汚泥再生処理センター下水道接続に伴う基本計画策定業務委託
⑥放課後児童クラブ設計業務委託料
⑦産後ケア事業委託料

（２）補助金・交付金
①アピアランスケア用品購入費補助金
②住宅改修資金補助金
③コミュニティ施設整備事業補助金

（３）工事請負費
①用土三軒家地区農道整備工事（町道１５９１号線）
②町道１１５２号線（用土平松堀込道）道路補修工事
③町道１１８号線（小園中央道）道路改良工事
④城南小学校建設工事
⑤職員駐車場整備工事

４．監査目的

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として寄居町監査基準（令和２年４月施行）及び令和８年度寄居町監査計画に基づき、令和８年度定例監査を実施した。

なお、監査に当たっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

５．監査結果

（１）委託料

①電力契約調査業務委託料

・前年度に契約を締結していることについて
・株式会社エネリンクの同業者について
・随意契約について
・契約期間について
・株式会社エネリンク以外の事業者からの案内について
・施設の月額ＥＳＰサービス料金の違い及び積算について
・株式会社エネリンクの業務について
・電気事業者の提案後の選定方法について
・契約することのメリットについて
・年度途中での電気供給事業者の変更について
・委託料の積算根拠について
・中学校の月額ＥＳＰサービス料金の違いについて
・自治体のＥＳＰ契約について
・ＥＳＰ契約を行っていない自治体について
・エネリンクと契約している５自治体について

②固定資産税標準宅地時点修正業務委託料

・現在の土地の価格の据え置き期間について
・６年度から８年度の間の時点修正の有無について
・時点修正による課税額の変動について
・最近の地価の変動の傾向について
・今回の調査の反映について
・公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会について
・個別の不動産鑑定士との契約の事例につい

・不動産鑑定士協会と契約する理由について
・不服申し立てについて
・９年度以降の時点修正について
・時点修正を行う判断について
・鑑定評価１カ所当たりの単価について
・単価の根拠について
・調査箇所の推移について
・現地調査について

③後期高齢者医療健康診査委託料
・受診率について
・対象者と受診者数について
・再検査の方の割合について
・単価の積算について
・県内市町村の単価について
・必須項目の単価が予算時点と契約時点で違う点について
・寄居町の単価と深谷市の単価について
・委託料の支払いについて
・健康診査会場の職員について
・個人情報の廃棄等の確認について
・貧血の検査について
・心電図、クレアチニン、尿酸を検査項目に追加したことについて
・今後、項目を追加することについて
・7 年度の決算額が予算額より少なかったことについて
・目標値２５％とした理由について
・健診等における事故について
・個人情報を含む業務を行う際の遵守事項確認表の記入者について
・物品預り証について
・返還・廃棄・消去証明書について
・業者へ渡す情報について
・検査結果の送付先について
・検査結果の活用について

④高齢者保健福祉計画策定業務委託料
・計画を策定しなかった場合について
・入札の業者数について
・入札金額の開きについて
・健康診査の受診率の掲載について
・冊子の業務への活用について

・冊子を作ることの必要性について
・冊子の配布先について
・予算額と契約額との差額について
・前回策定の業者について
・障害者福祉計画と高齢者保健福祉計画の積算の単価について
・冊子の印刷の費目について

⑤汚泥再生処理センター下水道接続に伴う基本計画策定業務委託
・下水道接続のメリットについて
・直接中継ポンプ場に送ることについて
・経費の削減について
・整備方針について
・夾雑物の処理について
・今後の予定について
・現在の委託業者への通告について
・し尿を直接持ち込むことを断られた理由について

⑥放課後児童クラブ設計業務委託料
・指名競争入札の状況について
・契約事業者の受注した実績の業務について
・放課後児童クラブの今後の予定について
・建設費について
・放課後児童クラブの想定人数について
・現在の利用人数について
・契約書の前金払いの記載について

⑦産後ケア事業委託料
・事業の需要について
・出産をしている病院について
・出産して継続して利用することについて
・赤ちゃんのケアの指導について
・施設のケアの内容に違いについて
・利用者の情報収集について
・利用した場合の支払について
・サービスの金額について
・委託料の積算根拠について
・産後ケアの利用率について
・訪問型が少ない理由について

（２）補助金・交付金

①アピアランスケア用品購入費補助金

・診断書の提出について
・今後の申請の見込みについて
・県補助金補助率について
・７年度の乳房補整具の実績について
・申請があまり無かったことについて
・同意書のフォーマットについて
・同意書を提出する必要性について
・近隣自治体の帽子の補助について

②住宅改修資金補助金

・補助金の目的について
・支店の場合の受注について
・工事費に対し補助額２０万円であることについて
・補正額２００万円の今後の申請について
・再補正について
・増額の要望について
・途中で中止になることについて
・申請場所の現地確認について
・相談者について
・類似補助制度について
・補助金の再申請について
・事業者の選定について
・事業者の偏りについて
・仲介業者について

③コミュニティ施設整備事業補助金

・予算の執行状況について
・今後の需要について
・補助金の再申請について

（３）工事請負費

①用土三軒家地区農道整備工事（町道１５９１号線）

・舗装の厚さについて
・側溝について
・地域の要望について

②町道１１５２号線（用土平松堀込道）道路補修工事

・用地買収について
・舗装の時期について
・センターラインについて
・要望理由について
・アスファルト再生材と新品について

③町道１１８号線（小園中央道）道路改良工事
・想定の交通量について
・転圧の期間について
・暗渠管について
・来年度の工事について
・総工事費について

④城南小学校建設工事
・地下について
・残土について
・エレベーターの昇降口について
・駐車場について
・今後の変更契約について
・契約日が３月３０日で支出負担行為日が４月１日であることについて
・中間前払い金について
・仮契約の手続きについて

⑤職員駐車場整備工事
・職員駐車場の利用状況について
・駐車場の使用料について
・駐車場に係る通勤手当の支給について
・駐車位置について
・補修箇所について
・年間の駐車場の借上料について
・修繕の回数について

６．講　評

今回の定例監査は、前記４の監査目的を踏まえ、書類審査９件及び現地調査を伴う審査６件について、調査票、関係書類、担当職員からの説明聴取及び工事の出来高の確認等により実施した。

このうち「委託料」については、電力契約調査業務委託料など７件について、委託の目的・内容及び委託先の選定方法、委託成果品の検査並びに委託業務の履行確認は適切に行われているか等を監査した。

また「補助金」については、アピアランスケア用品購入費補助金など３件について、補助の目的及び手続、公益上の必要性、補助の効果等の確認により監査した。

「工事請負費」については、用土三軒家地区農道整備工事（町道１５９１号線）など５件について、整備状況の確認等により監査した。

以上１５件について慎重に監査を行った結果、概ね適正かつ合理的に執行されていると認められた。なお、詳細は以下のとおりである。

（１）委託料

電力契約調査業務委託料は、電力調達における価格競争性の確保や入札準備事務負担等の軽減を図るため、ＥＳＰ（エネルギーサービスプロバイダー）業務を、町有の高圧電力需給２４施設を対象に委託するものである。令和５年度から導入されているが、導入後、当該事務担当職員の負担が軽減されたほか、電気料金が圧縮されている。

固定資産税標準宅地時点修正業務委託料は、令和９年度に活用する標準宅地の時点修正を委託するものである。業務委託金額は、対象となる鑑定ポイント３１０地点の鑑定評価料と事務費で積算される。鑑定評価にあたり必要に応じて現地調査を実施している。

後期高齢者医療健康診査委託料は、後期高齢者医療保険被保険者に対し、生活習慣病の早期発見と重症化予防及び加齢に伴う心身の衰えの早期チェックを通じて、生活の質の確保や健康維持を図ることを目的として健康診査を実施するものである。令和７年度の受診率は２５．１％（県下５１位）で、健康長寿事業の積極的展開を重点施策とする本町にあっては、満足できる状況ではなく受診率の更なる向上が望まれる。

高齢者保健福祉計画策定業務委託料は、高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的に、令和９年度から３か年を計画期間として策定するためのものである。委託に要する経費の節減のため、障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定業務と一括して業務委託を入札している。令和１２年度から介護保険事業が大里広域市町村組合から移管されることから、関連業務の一括入札の可能性について検討・委託業務の成果を評価し、可能な限り経費の縮減とともに事務の簡素化を図られたい。

汚泥再生処理センター下水道接続に伴う基本計画策定業務委託は、令和１０年７月からの稼働を見込み、し尿の下水道処理化に向けたセンター内の既存施設の改造等を検討するものである。し尿及び浄化槽汚泥の処理を公共下水道処理に切り替え、流域下水道に接続することにより新たな支出として下水道の使用料が見込まれるが、汚泥処理センターの施設運転業務委託料の大幅な削減のほか人件費の減少も期待できる。なお、農業集落排水についても合理化を検討されたい。

放課後児童クラブ設計業務委託料は、鉢形小学校と折原小学校が統合され、新たに城南中学校敷地内に城南小学校が令和１０年度に開校することに併せて同敷地内に放課後児童クラブを開設するための設計業務を委託するものである。鉢形・折原両校区内の二つのクラブが統合することになるが、現状、利用率に大きな差がある。校内に放課後児童クラブができることで利用者の増加が見込まれることから運営等の検討が必要である。

産後ケア事業委託料は、母子保健法第１７条の２の規定に基づく町の努力義務とし

て産後ケア事業を近在の産院等に委託するものである。当初、国庫補助を受けスタートしたが、令和６年度からは県負担が加えられた。利用者からの口コミなどもあり本事業の利用者が増加している。

（２）補助金・交付金

アピアランスケア用品購入費補助金は、がん患者のがん治療と社会生活の両立を支援し、経済的負担の軽減を図ることを目的として、がん治療に起因する外見の変化を補整する用品の購入に係る費用の一部を補助するもので、令和６年度から開始された。６・７年度とも各１７件の交付実績がある。アピアランス用品購入費補助金交付要綱（令和６年告示第１８１号）では交付申請者台帳を作成・保管するとしており、添付書類も詳細な内容を求めている。公文書は、情報公開請求制度の対象であり、企業や自治体等に対する外部からの不正アクセスが増加している状況や本事業の補助金の額を鑑みると、「事務の執行に必要な最小限で足りるとしてはどうか」との意見を申し添えた。

住宅改修資金補助金は、地域経済の活性化を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し、居住用住宅の改修を行う費用の一部を補助するものである。令和６年度から開始された本補助金は、６年度７９件、７年度７３件の実績があるが、８年度は上半期に６８件の申請（問合せを含む。）がある。町民や施工業者に本補助金が周知されたことにより、申請数が増加している。工事費の１０％（上限額２０万円）の補助金で少なくとも１０倍の経済効果を生み出していることになり、また、個人住宅の外壁塗装などにより町の美観向上にも寄与している。

コミュニティ施設整備補助金は、公会堂等のトイレの洋式化、バリアフリーや空調設備への補助率の引上げにより施設の環境改善への支援が拡充したことから申請件数が増加している。なお、コミュニティ施設整備事業補助金要綱については、（趣旨）第１条及び（補助対象事業、経費及び補助額）第２条の表記について、分かりやすくするための整理が必要と思われる（令和８年度定例監査資料の「既概算払額」の記載も同様）。

（３）工事請負費

用土三軒家地区農道整備事業、町道１１５２号線（用土平松堀込道）道路補修工事及び町道１１８号線（小園中央道）道路改良工事は、指名競争入札で町内地元業者に落札され、工程のとおり工事が進捗している。いずれの事業も地元からの請願等をもとに事業化されている。着手に至るまでには相当の期間が経過し、周辺の状況は、請願時とは大きく変化している。とりわけ小園中央道は１０年来の懸案を解決するものであり、供用後の活用が期待される。

城南小学校建設工事は、令和１０年度に開校予定の城南小学校の建設を、１年後の令和９年９月までの事業期間で完成を図るものである。学校建設事業については、各地で入札不調が報じられており、工期内の完工を期待するものである。

職員駐車場整備工事は、役場庁舎近辺の職員用駐車場について、敷き均し工事を行うものである。令和８年度から職員の駐車場利用経費について職員手当の支給対象とされている。

（４）意見・要望事項

今回の定例監査では、監査対象事業の目的、進捗状況や効果について審査を行った。限られた財源を活用するためには、事業の経済性、効率性及び有効性を十分考慮して、取捨選択をする必要がある。

職員の健康管理は、町の事務事業の円滑な推進を図る上で不可欠である。業務の複雑化、高度化、情報管理の厳格化が求められる中、業務に携わる職員（会計年度任用職員を含む）の負担も増大しており、更なる配慮が求められる。

補助対象としている事業や団体の状況等が変化したことなどから、補助金（交付金）の見直しを検討されたい。